

平成27年度における東北地区の下請法の運用状況等について

平成28年6月8日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成27年度における書面調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,370名（製造委託等^(注1)1,705名、役務委託等^(注2)665名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者8,800名（製造委託等7,000名、役務委託等1,800名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	東 北	全 国	東 北
平成27年度		39,101	2,370	214,000	8,800
	製造委託等	26,559	1,705	151,499	7,000
	役務委託等	12,542	665	62,501	1,800
平成26年度		38,982	2,160	213,690	8,700
	製造委託等	25,935	1,544	152,504	7,109
	役務委託等	13,047	616	61,186	1,591
平成25年度		38,974	1,984	214,044	8,444
	製造委託等	26,217	1,408	148,332	6,192
	役務委託等	12,757	576	65,712	2,252

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は303件（製造委託等227件、役務委託等76件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが300件（製造委託等224件、役務委託等76件）、下請事業者等

からの申告によるものが3件（製造委託等3件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は304件（製造委託等229件、役務委託等75件）であり、このうち303件（製造委託等228件、役務委託等75件）について勧告又は指導の措置を講じており、その内訳は勧告が1件（製造委託等）、指導が302件（製造委託等227件、役務委託等75件）である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2、管内を含む全国の都道府県別の措置件数は別紙3のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数					
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計	
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計			
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271	
	東北	300	3	0	303	1	302	303	1	304	
	製造委託等	全国	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
		東北	224	3	0	227	1	227	228	1	229
	役務委託等	全国	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
		東北	76	0	0	76	0	75	75	0	75
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844	
	東北	317	2	0	319	0	292	292	17	309	
	製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
		東北	225	2	0	227	0	211	211	9	220
	役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
		東北	92	0	0	92	0	81	81	8	89
平成25年度	全国	5,418	59	1	4,949	10	4,949	4,959	466	5,425	
	東北	330	1	0	331	1	277	278	57	335	
	製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
		東北	225	1	0	226	1	188	189	39	228
	役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
		東北	105	0	0	105	0	89	89	18	107

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 勧告又は指導を行った事件を行為類型別に見ると、1件の事件で複数の行為類型に該当する違反行為があった事件があるため、違反行為の類型別件数の延べ数（以下「延べ数」という。）は480件となる。このうち、製造委託等に係るものが359件、役務委託等に係るものが121件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は262件（延べ数の54.6%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが198件、役務委託等に係るものは64件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は218件（延べ数の45.4%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が144件（実体規定違反に係る延べ数の66.1%）、②買ったたきが30件（同13.8%）、③下請代金の減額が16件（同7.3%）等となっている。
- (ア) 製造委託等に係る実体規定違反は161件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が101件（製造委託等の実体規定違反に係る延べ数の62.7%）、②買ったたきが23件（同14.3%）、③下請代金の減額が12件（同7.5%）等となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は57件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が43件（役務委託等の実体規定違反に係る延べ数の75.4%）、②買ったたきが7件（同12.3%）、③下請代金の減額が4件（同7.0%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成27年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674
	東北	228	34	262	0	144	16	3	30	5	1	7	9	3	0	218	480
製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
	東北	175	23	198	0	101	12	3	23	4	1	7	7	3	0	161	359
役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
	東北	53	11	64	0	43	4	0	7	1	0	0	2	0	0	57	121
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080
	東北	217	20	237	0	131	10	0	10	0	0	2	1	0	0	154	391
製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
	東北	158	12	170	0	86	6	0	10	0	0	2	1	0	0	105	275
役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
	東北	59	8	67	0	45	4	0	0	0	0	0	0	0	0	49	116
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375
	東北	241	50	291	2	93	12	0	1	8	3	4	2	3	0	128	419
製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
	東北	171	34	205	2	49	12	0	1	5	3	4	2	2	0	80	285
役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
	東北	70	16	86	0	44	0	0	0	3	0	0	0	1	0	48	134

(注1) 違反行為の類型別件数は延べ数を記載していることから、第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成27年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者5名から、下請事業者60名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約5157万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者49名に対し、1328万円の減額分を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名
東北		2 名	49 名	1328 万円
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	東北	8 名	136 名	101 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	東北	7 名	92 名	1 億 8621 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者7名に対し、1,945 円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名
東北		2 名	7 名	1,945 円
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	東北	6 名	52 名	144 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	東北	9 名	72 名	33 万円

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者4名に対し、3828 万円の返品分を返還した（第6表参照）。

第6表 返品事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成 27 年度	全国	7 名	161 名
東北		1 名	4 名	3828 万円
平成 26 年度	全国	3 名	65 名	2 億 2830 万円
	東北	—	—	—
平成 25 年度	全国	1 名	2 名	21 万円
	東北	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成27年度の状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請法基礎講習会の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

東北事務所は、平成27年度において、当該講習会を6会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定めているところ、東北事務所は、東北経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成27年度は、当該講習会を6県6会場（うち公正取引委員会主催分3県3会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

東北事務所は、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成27年度においては、163件に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

東北事務所は、平成27年度において、9か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成28年3月時点における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員は17名である。

平成27年度においては、下請取引等改善協力委員から各地域における下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

東北事務所では、事業者等からの下請法等に関する相談に応じるとともに、下請法等の一

層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成27年度においては、事業者団体に対し、講師派遣を4回行うとともに、下請法等に関する資料を提供した。

平成 27 年度における勧告事件

ゼビオ(株)に対する件 (平成 27 年 7 月 31 日)	
親事業者	ゼビオ(株)
事業内容	スポーツ用品等の小売業
下請取引の内容	スポーツ用品等の製造
違反行為の概要 (期間)	<p>① 【下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)】</p> <p>ア 店頭販売価格の引下げを行うに当たって、当該引下げ額を「値引」として、下請代金の額から減じていた (平成 25 年 8 月～平成 26 年 8 月)。</p> <p>イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用していた (同上)。</p> <p>② 【返品 (第 4 条第 1 項第 4 号)】</p> <p>販売期間が終了した後、自社の在庫商品を引き取らせるなどしていた (平成 25 年 8 月～平成 26 年 8 月)。</p>
① 減額金額	下請事業者 9 名に対し、総額 1320 万 8977 円 【勧告前に返還済み】
② 返品相当金額	下請事業者 4 名に対し、総額 3828 万 3097 円 【勧告前に返還済み】

平成 27 年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第 4 条第 1 項第 2 号)

- ① 業務用清掃機器の修理を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月 20 日請求締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長 113 日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 医療用計測機器の部品の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した月の翌月末日までに下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、下請代金を「毎月 20 日納品締切、翌月 25 日支払」の支払制度に基づき、下請代金の支払期日から 90 日又は 120 日後に現金で支払う方法を採用しており、さらに、自社の事務処理が遅れたことから、一部の製品の下請代金については、最長 138 日の支払遅延が生じることとなった。
- ③ 清涼飲料の製造を下請事業者に委託している C 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 貸切バスの運行を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ⑤ 貸切バスの運行を下請事業者に委託している E 社は、顧客からの入金を基準とした支払制度を採用しているため、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額(第 4 条第 1 項第 3 号)

- ① 電気機械器具の部品の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 織物の製造を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 貸切バスの運行を下請事業者に委託している H 社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買ったとき(第4条第1項第5号)

- ① 業務用印刷機の部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、過去に同種の部品の製造を委託していたときと取引環境が大きく異なっているにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、従来どおりに単価を据え置いて、一方的に下請代金の額を定めていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

- ① 清涼飲料の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

5 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

- ① 絹織物の加工を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、手形期間が90日(繊維業において認められる手形期間)を超える手形を交付していた。

都道府県ごとの措置件数

[単位：件，(％)]

地区	都道府県	件数	割合	地区	都道府県	件数	割合	
北海道地区	北海道	184	(3.1)	近畿地区	福井県	49	(0.8)	
東北地区	青森県	39	(0.7)		滋賀県	67	(1.1)	
	岩手県	49	(0.8)		京都府	154	(2.6)	
	宮城県	68	(1.1)		大阪府	716	(12.0)	
	秋田県	29	(0.5)		兵庫県	220	(3.7)	
	山形県	59	(1.0)		奈良県	23	(0.4)	
	福島県	59	(1.0)		和歌山県	32	(0.5)	
東北地区計		303	(5.1)	近畿地区計		1,261	(21.1)	
関東甲信越地区	茨城県	60	(1.0)	中国地区	鳥取県	31	(0.5)	
	栃木県	58	(1.0)		島根県	34	(0.6)	
	群馬県	69	(1.2)		岡山県	110	(1.8)	
	埼玉県	160	(2.7)		広島県	138	(2.3)	
	千葉県	107	(1.8)		山口県	51	(0.9)	
	東京都	1,800	(30.1)	中国地区計		364	(6.1)	
	神奈川県	264	(4.4)	四国地区	徳島県	18	(0.3)	
	新潟県	98	(1.6)		香川県	37	(0.6)	
	山梨県	29	(0.5)		愛媛県	39	(0.7)	
長野県	85	(1.4)	高知県		18	(0.3)		
関東甲信越地区計		2,730	(45.6)	四国地区計		112	(1.9)	
中部地区	富山県	45	(0.8)	九州地区	福岡県	177	(3.0)	
	石川県	59	(1.0)		佐賀県	21	(0.4)	
	岐阜県	78	(1.3)		長崎県	30	(0.5)	
	静岡県	126	(2.1)		熊本県	37	(0.6)	
	愛知県	291	(4.9)		大分県	30	(0.5)	
	三重県	47	(0.8)		宮崎県	19	(0.3)	
中部地区計		646	(10.8)		九州地区計		344	(5.8)
					沖縄地区	沖縄県	40	(0.7)
				全国計		5,984	(100)	

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。